

0783

物品保有現在高目録					21.10.1現在
燃 料					
品 名	現在高	昭和22年3月迄使用見込高	差 引 過 剩 不 足	過不足処理方法	備 考
植 發 油	254 升	300 升	- 46 升	備考欄通り	(1)不足品は石配より購入 (2)過剰品は残存する掃海部 に保管轉換し尙余剰ある 場合は石配に轉換す
石 油	18 升	60 升	- 32 升		
鹽 油	55 升	55 升	0		
一號内訃油	30 升	30 升	0		
二號	0	0			
三號	15 升	6 升	10 升		
一號外部油	270 升	60 升	+ 210 升		
二號	320 升	550 升	- 230 升		
三號	7 升	7 升	0		
白 焚 油	50 升	30 升	+ 20 升	過剰品の一部は依 據に保轉の豫定	此の外盜難に遭ひたるも の 20 升あり

グリース	13 匁	6 匁	+ 7 匁	
重油	70 匁	150 匁	- 80 匁	
石炭	3700 匁	3700 匁	0	
ニークス	9 匁	6 匁	+ 3 匁	
木炭	1800 匁	7300 匁	- 5500 匁	
カーバイト	1100 匁	1100 匁	0	

0784

物品保有現在高目録

昭和21年10月1日現在

(圖 誌)

品名	現在高	昭和22年3月 迄使用見込高	差引過不足	遊子是取方法	備考
普通海圖	27103	6970	20133	余利ハ水路部ニ 存	総数量約二八全到ルニ各
租用海圖	17775	2950	14825	令	子積毎二八不足ニ集スルニ
詳細海圖	3035	244	1791	、	但適時水路部ニ請求ニ補充 ニ得ル。
書 誌	1477	155	1322	、	
航空圖	918		918	、	
水路告示	3200	1055	2145	、	
計	52508	11324	41184		

物品保有現在高目録 (二十一年十月三十一日現在)

吳地方後方局補給部衣持課

被服

品名	(A)	(B)	(A-B=C)	過剩處理方法	備考
	現在高	昭和22年3月補給見込高	差引過不足		
帽子類	1,546	9,500	+ 5,961	別紙意見通り	供給見込高、補給部5記載
陸軍兵軍帽	386			以下同断	基準数依、算定也。
兵帽	15,075			(陸軍+兵)	以下同断
服上衣類	19,860	14,000	+ 5,860		
士官軍衣	1,058				
下士官軍衣	1,946				
兵軍衣	462				
准士官以上軍衣	583				
作業服衣	15,811				
服下衣類	16,353	14,000	+ 2,353		
士官軍袴	1,065				
下士官軍袴	55				
兵軍袴	1,596				
准士官以上軍袴	582				

作業服袴	13,055			
作業服袴(持除服)	1,614	2,114	- 500	500円(持除服)を支了
防暑衣	8,138	3,000	+ 5,138	
傘袴	3,321	3,000	+ 321	
春袴類	8,809	8,809	0	
増上シヤツ	1,200			
下増兵袴類	7,609			
夏袴類	13,586	6,000	+ 7,586	
下増兵夏袴類	13,586			
袴下(冬)	884	3,000	- 2,116	製作(改良)依1補完
夏袴下	3,422	3,000	+ 422	
靴類	17,729	20,000	- 2,271	本品後子合計2600円 運賃送料も含まず
半靴	2,908			
編上靴	7,376			
黒靴	2,751			
ゴム底紺足袋	4,612			
紺足袋	82			

0787

外套類	9,291	4,500	+ 4,791	
士官外套	123			
下士官外套	9,168			
雨衣	7,593	5,500	+ 2,093	
靴下	28,154	22,000	+ 6,154	洒保物配給量増減ス
作業手袋	3,840	9,840	- 6,000	近5000組納入 12月補充ス
防寒外套類	1,560	1,560	0	
尚着外套	55			
防寒外套	1,482			
航空衣袴	23			
毛織袴袴	154	154	0	
毛織袴下	410	410	0	
毛織襟巻	61	61	0	
胴衣	1,516	1,516	0	
腹巻	355	355	0	
防寒帽	15	15	0	
ゴム長靴	128	400	- 272	新着補給200組 靴127補充ス
甲冑毛布	14,027	14,027	0	

6820

乙 綿 毛 布	4,514	4,514	0	
綿 薄 絹	740	740	0	
前 着	2,841	1,600	+ 1,241	
手 拭	197	197	0	靴下=目上
禪	3,724	3,724	0	同上
單 長 白 衣	1,926	1,000	+ 926	
袴 蚊 附	91	30	+ 61	
袴 床 蚊 附	2,792	300	+ 2,492	
袴 名 蚊 附	422	150	+ 272	
福 青 色 巻 脚 絆	8,556	0	+ 8,556	
衣 囊	2,088	0	+ 2,088	
運 筋 袴	1,494	0	+ 1,494	
半 張 草	782	782	0	
草 躰	2,443	2,443	0	
設 置 石 鹵	576 疋	3,076 疋	- 2,500 疋	不足敷、購買中 +9

註

- 1 本目録は、今後艦船の還納受取数、計上シマス
- 2 供給見込数、概数ヲ示シタルモノニシテ増減スルコトアルベシ
- 3 現在高、新品及古品(使用可能モノ)ヲ含ミ計上シタルモノトス
- 4 差引過不足欄中(+)印ハ過剩数ヲ(-)印ハ不足数ヲ示ス
- 5 補給計画基準数(10-23)現在

(イ) 掃海関係

大井掃海部	37隻	定員	1,182名 (現957)
下関掃海部	48隻	"	1,552名 (現1471)
汽航船	4隻		260名

計 2,994名
(給86隻)

掃海、來年八月末
汽航、来年末
了、見込

(ロ) 運輸関係

中継送出	20隻	1,600名
搬運艦船	平均10隻	800名
運輸部(大井)		900名

計 3,300名

他の臨時入港艦船ニ付テハ補給概数 1,700名

合計 8,000名

別紙 - 餘剩物は全部広島縣に讓渡(返還)するを至當と認む

理由

終戦時に於ける被服の貯蔵保管状況は隣接各縣に分散しあり(香川縣下には全数の70%
 近く広島縣には30%に過ぎず)之等は特殊物件として一應聯合軍に接收せられたるに
 とは申す迄なきことにして然るに輸送艦及掃海艦に要する被服の調達は本省通牒の一部
 を除き其の他大部分は右接收品の還元を依り処理したるものなり香川縣の如きは之が
 還元方再三交渉したるに物はらず冷淡且、非協力的態度にて顧して應ぜず一物とも還元を
 得ざりしに及し広島縣は其の當時者が當補給部の任務を甚く理解し中更し指示を待つことなく
 罹災者等の充當品を一時中とし接收物件の大部分に直り返却を受けたるを以て被服の
 補給を極めて順調に實施し得たるの故に實に該合まじきまでの好意を寄與せられたること并に之
 が當時者として満腔の敬意を表し居る次第なり

餘剩品は差程多からざるに付此の好意に酬ゆるの見地より讓渡(返還)するを至當と認む。

糧食		物品保有現在高目録		二十一年十月二十一日現在			
品名	現在高(A)	昭和二十一年三月末 迄使用果の高(B)	注 引 (A-B)		昭和二十一年四月 一八月所要量迄	不足処理法	備考
			酒	不足			
米	93,334,000	259,238,400		165,904,400	184,000	—	不足分ハ 入手可能
麥	110,996,000	107,648,000	3,348,000		72,000,000		
餅 / 素	13,163,200	13,163,200					
携帶糧食	346,975 食	346,975 食					
乾パン	74,412,000	64,441,600	9,970,400		16,000,000		
乾燥飯	24,109,000	24,600,000					
缶詰飯	9,219,000	9,219,000					
缶詰獣肉	8,120,900	14,280,000		6,159,100			不足分缶詰 魚肉ニ代替
乾燥獣肉	1,740,000	1,740,000					
燻魚肉	3,497,500	6,120,000		2,622,500			
乾魚肉	9,181,000	11,220,000		2,039,000			
缶詰魚肉	103,467,800	57,120,000	46,347,800		28,000,000		除別小冊外不足 補充用トテテ分保存
乾燥野菜	47,058,500	16,830,000	30,228,500		11,000,000		過剩(要処分) 20,000

乾物	19,965,900	19,965,000					
缶詰野菜	14,593,920	26,520,000		11,926,080			
缶詰果物	2,169,200	2,652,000		482,800			
旧漬物	98,064,000	102,000,000		3,936,000			
粉類	3,433,900	8,580,000		5,146,100			
醬油	6,225,000	5,802,000	423,000				
乾燥醬油	103,622,400	7,284,000	99,338,400			過剰(要処分) 95,000,000	
味噌	700,000	11,220,000		10,520,000			不足分 入手可能
乾燥味噌	106,645,000	5,100,000	101,545,000		4,000,000	過剰(要処分) 95,000,000	
酢	1,789,650	5,100,000		3,310,350	2,000,000		不足分 入手可能
植物油	2,976,300	7,140,000		4,163,700	2,800,000		合上
塩	40,102,400	5,160,000	1,942,400		3,200,000	過剰(要処分) 25,000,000	
調味用乾豆	20,977,450	5,100,000	15,877,450		2,000,000	合上 13,000,000	
調味用乾物	2,262,935	3,570,000		1,307,065			
香辛料	10,542,020	510,000	10,032,020		200,000	過剰(要処分) 2,000,000	
ソース類	755,450	5,100,000		3,344,550			

0793

茶	10,736,900	2,040,000	8,696,900	800,000	過剩(要処分) 7,000,000
ビタミンA	3,854,650	1,020,000	2,834,650	400,000	合上 2,500,000
ビタミンB	1,642,000	102,000	1,540,000	80,000	合上 1,500,000
ビタミンC	6,588,000	6,588,000			
エビオス	6,820,000	520,000	6,320,000	320,000	過剩(要処分) 6,000,000
ビタミンD食	8,002,800	6,660,000	1,342,800	1,342,800	
火酒	3,061,800	2,664,000	297,800	297,800	
果實酒	5,024,880	2,664,000	2,360,880	2,000,000	
コーヒー	4,772,800	0	4,772,800	-	過剩(要処分) 4,772,800
コ、P	129,600	0	129,600		
可溶性香料	2,338,500	0	2,338,500		過剩(要処分) 2,338,500
無糖果精	1,421,280	0	1,421,280		合上 1,421,280
砂糖	9,858,500	5,100,000	4,758,500	2,000,000	1,200,000 依補償用 =保松子完
落花生ミルク	2,222,000	2,222,000			
全詰牛乳	171,504	171,504			
粉末牛乳	820,800	820,800			

牛 酪	2,040,000	2,040,000					
ジュレ	1,050,000	1,050,000					
紅 茶	661,350		661,350				
疲労回復液	1,807,800	2,672,000	4,635,070		2,640,000	約2,640,000	虎標補腦液 = 1 樽 1 元
果實シロップ	6,499,230						

0795

補給人員算出基礎表 (2)

艦 船	沖 繩	$80名 \times 20(隻) = 1,600名$	12月迄
	南西方面 (島城、大安、朝嵐、群山、ホト)	$1,000名$	1月以後
進航部	修 理	$80名 \times 10(隻) = 800名$	$80名 \times 15隻$
	本 部 (含港務課、電信課)	$220名$	12月迄 $100名$ } 3月迄 $300名$
掃海部	補 充 課	$700名$	
	下 岡 掃	$1,500名$	
	大 竹 掃	$1,000名$	8月迄
	試 航 艇	$250名$	
<hr/>			
便乗者	博 多	$500名 \times 8(隻) \times 20 = 80,000名$	12月末迄 合
	南西方面	$20,000名 \times 10 = 200,000名$	

補給人員算出基礎表 (Ⅱ)

		12月迄	1月~3月	4月~8月
艦 艇	沖 繩	$1,600 \times 60 = 96,000$		
	南 西 支 那	$1,000 \times 60 = 60,000$	$80 \times 15 \times 30 = 36,000$	
	修 理	$510 \times 60 = 48,000$		
海 軍 部	本 部	$220 \times 60 = 13,200$	$400 \times 90 = 36,000$	
	補 充 課	$700 \times 60 = 42,000$		
海 軍 部	下 関	$1,500 \times 60 = 90,000$	$2,750 \times 90 = 242,500$	$2,750 \times 150 = 412,500$
	大 竹	$1,000 \times 60 = 60,000$		
	試 航 艇	$250 \times 60 = 15,000$		
		<u>424,200</u>	<u>319,500</u>	<u>412,500</u>
便 乗 者		<u>280,000</u>		
		<u>704,200</u>	<u>319,500</u>	<u>412,500</u>
			+ 1436,200	

糧食倉庫一覽表

(三三二)三六現在

奥地方復興局備給部

計	大竹倉庫	尾道倉庫	奥				倉庫名		所在地	各納物品	概略数量(噸)
			河又倉庫	森倉庫	七丁日倉庫	谷	三丁日倉庫	巨倉庫			
	連航部 大竹支部内	尾道港岸壁	後身局隣	西二河浦丁日	海岸浦七丁日	海岸浦二丁日 水産部内	海岸浦二丁日		各種貯糧品	一五五	
	漬物、乾物	各種貯糧品	乾菜、味噌、同醬油、乾パン	乾菜、野菜、ヒタコ	各種貯糧品	魚肉、牛肉、鰯魚肉、佃煮、干物	漬物、味噌	各種貯糧品(主トンプ主炭品)		一三七	
										二八	
										一〇四	
										三三	
										三八	
										三七	
										八八	
										三三	
										一〇〇	

0798

昭和二十一年六月

祭官兼部員

宛 総務部 本林道部員

別紙に對する意見は至急送らるべし

(別紙添)

別紙に對する意見は至急送らるべし

3

0799

部長

會計課長

部員

情宣班長

打利班

寫送付先

會計

向資發第二七五號

昭和二十一年五月廿九日

吳市下山手町六丁目
吳地方復興局營業部長 殿

アイゼル機關拂下願ノ件

拜啓毎々格別ノ御配慮相蒙リ難有御禮申上候

陳者首題ノ件左記ノ通り御拂下相成度此段御願申上候 敬具

一 品 名、船用四〇〇馬力アイゼル機關 四台

内一台ハ驅特一六四號艇ヨリ破損ノ爲取外シタルモノ
當所ニアリ外三台全型ノモノ御調査ノ上御引當御配慮

賜度

費用 九八屯底曳網漁船建造用（許可済）

三所要期 昭和二十一年七月上旬

以上

徳島縣船政顧問島東村四七五番地
日立造船株式會社向島造船所
所長 増田 俊

0800

局長

総務部長

課長

庶務課長

部員

伊原

二復給部第一四號

昭和二十一年六月二十日

庶務主任

復興局長二復給部補給部長

各地方復興局長補給部長

「タンク」原油に關する件照會

各補給部及二、第三各所並に燃料を確保中の一タンク原油は
關工省領山井の指示一別紙為参照一に對して出光興産株式會社が取出
する動機なり一形同而しては作製設備中であるが今同様に山井長上
り石炭出作の支障万無一が認められ一が認められ一が認められ一が認められ
極力援助せられたい。

一別紙為参照一

一編送付先 各復興局長補給部長一

別紙
二一編送付先

21.6.23

0801

明治二十一年六月七日

精工舎 山崎 友

第二復原箱品形表

「復原箱」の「タンク」に「底」等に貼する件

首題の件に於いて別紙案の通り定製し目下実施中であるが早速にこれが引取を要するので現期において「ドサム」に於いては、治具等の援助万が一を願ひます

0802

別紙

二一銀號第四六六號

昭和二十一年四月二十七日

岡工省鐵山局長

「タンク」底版油等の取扱に關する件

昭和二十一年四月二十五日附二一銀號第四六六號を以て通達せる旨の件正記の通り訂正せられ度通知す

記

特殊物件拂下に在る原油又は半成品油以外の所謂「タンク」底版油に關しては「グリース」等の原料不足補填並に再蒸餾の有無再生に在る製品化の見地より消費者への直接拂下を禁ずることとし之を一應一定場所に集積せしめ其の性状に應じ有数通知に關し鐵道尚集積に關しては出光興産株式會社をして承らしめ其の處理に關しては岡工省の指定する再蒸餾者をして實施せしめ其の製品は關工省の指示する鐵道方法に依り販賣せしむるに付了知せられ度右通知す

追而集積保管の費用に付きては別途指示可致に付申添ふ

21.6.23

0803

別紙 皇会 伴 四巻

海八五二二七四ヨリ三二七六迄北上

三三修理用伝書方角三三三三三三

手紙三三三三

詳細不明ナリ

全書附録

0804

總務部長

總務課長

庶務課長

部員

舞復總第一三一號ノ五

昭和二十一年六月十五日

吳 地方復員局總務部長 殿

庶務主任

舞鶴地方復員局總務部長

事實調査方ノ件照會

第〇一一八四〇番電中左記二事故ニ付其ノ日時、場所當時ノ操艦者、
事故發生ニ至ル迄ノ經過、事故後ノ處置、船体機關損傷ノ部位及程度
(修理ニ要シタル費用及日數モ含ム)竝ニ事故ノ原因等詳細御調査ノ
上至急回答セラレタイ

記

海八五 二一、四六 花連港着底損傷

寫送付先 鹿兒島上陸地連絡所長 佐世保復員局

(終)

運航部

海軍

0805 217.

局長

総務部

総務課

庶務課長

部員

逓信部

昭和二十一年八月三十日

復興局長 官廳

為市市民病院復興ニ關シ御座

總ニ海仁會ヨリ瀧渡下サイマレタニ為市市民病院ニ復舊工事費トシテ七十
 萬圓ノ概算ヲ提シ漸々本館ニ搬運意外來診療所一棟ノノ購置ニ附スル
 コトト相成マシタガ此ノ建費ハ元工費協會長等ノ一ノ一棟ト廣敷路ノ下
 ノ一棟ヲ移轉改築スルノデアリキマヌ耳轉々令ハ工費協會ニ本館ノ移築
 ノノニテモ豫算ヲ超過シ固却置シテ居リマヌ
 (給電配電衛生施設ノ含ミ)

既而總ニ海仁會病院市移管ニ關シ町町會ト會議ノ席上復興局長官廳各位
 ノ御座ニ付之等移築材料ノ搬送ニ長洲川原石園寺等(五十噸級)一
 隻十往復廣敷路爲問貨物自動車二隻 且テ復舊補助金ヨリ取調願上テ
 ヲス

手
斎美

字
補給部

海仁會

仁會吳支部

庶務主任

VI 21.9.31

(タイプライター用紙邦文)

0806 21.9

皇復補給第一號ノ七九

昭和三十三年一月十五日

皇地務復員局補給部長

皇地務復員局長殿

保有物品調書ノ件提出

一月に現在首題調書別紙の通りある

(別紙被服糧食序用物品各二通添)

伊藤邦彦保知良

0807

證明書

特別輸送艇乗組
事務官(後)守生優

0808

二 後 總 府 以 三 之

指定 生 産 地 場 所 審 査 手 続
規 程 件 通 知

伊 豆 半 島 産 産 物

如 右 産 物 一 覧 表 別 紙 案 内 付 申 請 書 中 央 意 向 取 得
部 門 課 長 の 決 定 書 等 承 知 致 度

(絶)

0809

紙 の 手 続 規 程

0810

案

局長 総務部

総務部長

吳復 総務部 第四三号

昭和二十一年二月十日

吳復 総務部長

二復 総務部長殿

吳港務課移管に關する件照會

首照に因りては量に當りて意見具申中の如

今般別紙新聞記事掲載の沿革もあつて現地

各部の要望乃至策動等あり右の場合に對す

當復員局の方針も決定し必要を認め別紙の

如く起草し左に別紙案に對する中央意向を右

新聞記事の案を併せ承知致度

(終)

0810

別紙

舊軍港等の管理に関する件

横須賀、呉、佐世保、舞鶴及び大湊の五港については、聯合軍と緊密な連絡の上、漸次一般港に開放するものとし、既に聯合軍から返還を受けた部分については、左の要領によつて、さしあたり運輸省において直接管理にあたる。

一、舊軍有の港施設中、公共の用に供すべき基本施設は、これを大蔵省から運輸省に移管する。

駐 基本施設とは、防波堤、防砂堤、導流堤、護岸、築岸壁、物揚場、棧橋、浮橋、埠頭、波止場、突堤、~~船~~船浮標、航路標識等をいう。

二、運輸省は、前項により管理費を要した基本施設の維持保存、その他の港務事務を處理するため必要な機械を各港毎に設置する。

三、軍港所在第二復員局所管の事務で、前部に掲げるものは、これを運輸省に移管する。

四、本件は、昭和二十二年度より實施する。

(註)

一、追て三については第二復員局所管の事務で運輸省に移管するものは、その總業員も引継ぐこととするとの運輸次官の発言があった。

二、復員局官房長より「船舶休管業務、掃海業務の爲の施設は優先候補するものとするの一端を加へられ、度々旨申述べた所運輸次官より本文はこの儘とし運輸省の記録に書き止め、その後、に實施するか、了了あり度い旨発言あり、そのまゝのことと決定した。

吳復第五六號

昭和二十二年二月十七日

復員廳第二復員局長殿

吳地方復員局長

唐海軍基地移管に關する件報告

昨二十一年七月二十四日二復總第一〇六號による首題の件に關しては關係官廳と協議の上二月六日別紙協定覺書に基き吳市に移管済である

（別紙添）

馬送先

二復人
經理部長

（終）

0816

高吳海軍墓地移管に關する協定覺書

大藏省固有財産

名	積數	量	所在	地
高吳海軍墓地 (和正山海軍葬儀場)	八五七〇坪		吳市	

右元海軍省所管固有財産高吳海軍墓地の移管に關し協定すること左の如し

一、吳市は本墓地を現状の儘無償貸付を受け吳市の墓地として永久に管理する

二、本墓地は遺族の希望に依る海陸軍戦歿者、市の公務殉職者及功勞者の墓地

として使用する

尚餘積があつて他に利用し得る時は適宜公共の用途に充てることは差支へ

ないが其の際墓地の尊嚴を侵さない保留意する墓地内の農耕は一切許可し

ない

三、維持管理將來の祭祀は吳市に於て鄭重に行ひ經費は同市の負擔とする

四、本墓地に埋葬の元海軍軍人、軍屬名簿及墓碑略位圖別冊の通吳市へ移管す

る

五維持資金並に永代供養料として金五萬圓吳地方復員局から吳市へ寄贈する

昭和二十二年二月六日

協定者

吳市長代理助役
吳地方復員局長

末永
森下

信備

0818

巻4のりる 巻4のりる

旧海軍基地移管に関する協定覚書(案)

大蔵省固有財産

名	称	数	量	所	在	地
旧海軍基地 米海軍華僑場			1,570坪	呉市		

右元海軍省所管固有財産旧海軍基地の移管に関し協定する

こと左の如し

一、是市は本基地を現状の仍無償貸付を受け呉市の霊地として
永久に管理する

二、本基地は遺族の希望に依り海陸軍戦没者及市の公教習殉
職者の墓地として使用する

尚餘積があつて他に利用し得る時は長迫国民学校運動場

海軍

22.27
美濃野

0819

(英濃野紙)

其の他公衆の用途に充てたることは差支へないが其の際墓地の
簿籍を侵さぬ様留意する

墓地内の農耕は一切許可しないのを建前とする

三、維持管理将来の祭祀は是市に於て鄭重に行ひ經費は
同市の負担とする

四、本墓地に埋葬の元海軍軍人軍属名簿及墓碑略位圖
別冊の通是市へ移管する

五、維持資金に永代供養料として金五万円是地方役員
同から是市へ寄贈する

昭和三十三年 月 日

協定者

是市代表

是地方役員代表

海軍

0820

控

吳復第九六號

昭和二十二年三月六日

吳地方復員局長

廣島財務局國有財産部長殿

大竹掃海部移轉に關する件回答

昭和二十二年三月三日國第四四五號に依る前題の件別紙吳復第九六號の通
處理済に付了知あり候

尙大竹掃海部とあるは實際は大竹連航部補充課が正しいものなるに付御含
み置を待度い

別紙吳復第九六號廣島軍政部宛大竹地區一部引渡完了通報一紙添

大竹掃

(終)

0821

寝台蚊帳	並蚊帳	座布妻	三幅布妻	四幅布妻	衣服箱	戸棚	鋳鉄俵	長梯子	肘掛梯子	廻轉梯子	折梯子	梯子乙
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二五	二八	七	四三	二〇	二八	五	二	一〇	一五	二五	二五	一〇
二五	二八	七	四三	二〇	二八	五	二	一〇	一五	二五	二五	一〇
二五	二八	七	四三	二〇	二八	五	二	一〇	一五	二五	二五	一〇
二五	二八	七	四三	二〇	二八	五	二	一〇	一五	二五	二五	一〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

0823

火 鉢	乙 乙	甲 甲	三 三	寺 寺	壁 壁	庫 庫	膳 膳	座 座	政 政	那 那	鹿 鹿	膳 膳
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	119
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	五
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	五
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	五
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	五
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

0824

釜	寒暖計	火録	スツパナ	十能	洗面台	部通	電氣機器	飯釜	鏡	衛	湯火器	築盤
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
					一八			三六				
					一八			三六				
					一八			三六				
					一八			三六				
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

0825

系 鑑	掃除 服	外 囊	防火 衣	馬 疋	早 及 洗 掃	紙 業 服 袴	甲 冑 毛 布	枕	毒 瓶	工 瓶	配 食 器	湯 釜
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	19
三	〇	八	三	七	〇	五	三	〇	一	二	一	三
五	〇	八	三	七	〇	五	三	〇	一	二	一	三
三	〇	八	三	七	〇	五	三	〇	一	二	一	三
三	〇	八	三	七	〇	五	三	〇	一	二	一	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

8

吳 總務部長 殿

ニ 後補給部

入 不 部 員 〇

傳育物件現況視察

一 日程

五月十五、十六日頃

吳 終ニ 後補世保

〇 後補世保

二 視察官及派遣担当者

約一〇名位の見込

〇 後補世保

三 実施要領

五月一日 挨拶

〇 中央物件処理方針説明

〇 出納命令官所等事項説明

〇 申請者に對する説明

〇 現況視察

〇 物件処理に關する主務者向う下打合

五月一日 〇 挨拶

〇 下打合狀況報告

〇 処理要領決定

〇 序用品
〇 衣履
〇 二重掛
〇 道料

水筒

日本 政府

横濱文書堂印行

0827

申請者一覽表

申請者名	主要申請物の名	主目的	記	事	意見
佐竹社名 代表者	調査	本島以南	申請者の事業内容	調査度	

申請要旨

。管船 洋管船 本年迄まで 全部マニラ行

現状以上に備はる搭載(ない)但一航路に支障ある(ない)

補給は現保管地で行うのを建前とする

。擇地 平安通 終りとする

使用程 船は全部特備はる

今後 島内で行う 擇地は行なう所望は考慮ない

(中央に研究す)

。陸上 本年一杯現機構のままとする

日本政府

横濱文書堂印行

0829

不 ←

● 各種船強務整理 但し、人事制は約一、二年現狀
を拂ひ替へるものとみる。

● 鋼管の麻袋、帆布、電線は一括整理を要するものと
考へ、

右に關する申請は適宜の格式で一編としてお出しな
さる。

但し、規格を明かし、又鋼管は棒形鋼管と管形鋼管と
を別々にする。

のは旧兵器名目（鋼管、村組式大筒海軍）を申請せ
るに注意したい。

かゝるものはない

「總務部書案」

● 多人数で旅行が相者長くなり、かつ、後泊と合算し
て、

肉して然るべくお願ひします。

行く人の行動予定、名簿は決定し、次をお知らせします。

日本政府

横濱文壽堂印行

0830